

1. 議事日程

〔平成27年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成27年12月 8日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第57号 安芸高田市職員の退職管理に関する条例 |
| 日程第4 | 議案第58号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第59号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第7 | 議案第61号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第62号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第63号 安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第64号 土地改良事業計画の変更について |
| 日程第11 | 議案第65号 字の区域の変更について |
| 日程第12 | 議案第66号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第67号 財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】 |
| 日程第14 | 議案第68号 市道の路線認定について |
| 日程第15 | 議案第69号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第16 | 議案第70号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第71号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第72号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第19 | 議案第73号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第20 | 議案第74号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第21 | 議案第75号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第22 | 議案第76号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第23 | 議案第77号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第24 | 議案第78号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第25 | 議案第79号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第2号) |

日程第26 請願第1号 JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する
請願について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

6番	石飛慶久	7番	児玉史則
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
産業振興部長	清水勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	西岡保典		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 山本議長 皆さんおはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、監査委員より平成27年9月分、及び10月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付しております。  
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、6番石飛慶久君、及び7番 児玉史則君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 山本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。
- 児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会の報告をいたします。  
平成27年第4回定例会の運営につきまして、12月1日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告いたします。  
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から12月22日までの15日間といたします。  
議事の都合により、12月9日並びに、12月12日から12月21日までを休会といたします。  
本定例会に付議されます案件は、議案23件、請願1件の計24件でございます。  
議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第

70号から第79号までの10件につきましては、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第57号から第60号、及び請願第1号は、総務企画常任委員会へ、議案第61号及び第62号は、文教厚生常任委員会へ、議案第64号及び第66号は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

その他の議案につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、11人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月10日を6人、12月11日を5人といたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は15日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第57号 安芸高田市職員の退職管理に関する条例

○山本議長 日程第3、議案第57号「安芸高田市職員の退職管理に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成27年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方、御多用のところ、御参集賜り、まことにありがとうございます。

まず、先般は甲立古墳の国史跡の答申、またサンフレッチェ広島の全国制覇など、当市にとってうれしいニュースがございました。このことは、今後の安芸高田市の活性化にまたつなげていきたいと考えております。

さて、このたびの定例会へは、条例及び補正予算関係の議案23件を提出いたしております。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

議案第57号「安芸高田市職員の退職管理に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、元職員に対し再就職情報の届出等についての規定を新設するものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第58号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例

- 山本議長 日程第4、議案第58号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第58号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者が勤務等により海外へ赴任する場合において、職員が配偶者に同行する期間について休業とする新たな休業制度として規定をするものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第59号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

- 山本議長 日程第5、議案第59号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

- 浜田市長 議案第59号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、施策の展開により、職員の公益的法人等の派遣先に、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構と一般財団法人広島県観光連盟を追加し、公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター等の名称を改正するものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について

○山本議長 日程第6、議案第60号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第60号「過疎地域自立促進計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

過疎債を財源として実施をする事業については、過疎地域自立促進計画に掲載されている事業のみが対象となっております。このことから、本年度新たに過疎債を財源として実施しようとする事業について、本市過疎地域自立促進計画に追加掲載するものでございます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第61号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第7、議案第61号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第61号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、納税猶予制度についての改正であります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会

に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第62号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○山本議長 日程第8、議案第62号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第62号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成28年3月31日をもって安芸高田市葬斎場の指定管理期間が終了することに伴い、平成28年4月1日からの指定管理者を公募し、指定管理者候補者選定委員会において、候補者を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第63号 安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

○山本議長 日程第9、議案第63号「安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第63号「安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が公布され、条例で定められている申請等に関する事項について、個人番号の記載が追加されることに伴い、関係する2条例の改正を行うものであります。

どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第63号「安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書のほうをごらんをいただきたいと思います。

議案書の1ページ、第1条は安芸高田市国民健康保険税条例の一部改正でございます。改正部分は2ページをごらんをいただきたいと思います。右の表が改正前、左の表が改正後になります。

先ほど、市長から提案理由で申し上げましたように、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴いまして、国民健康保険法の施行規則が改正をされております。これを受け、本市国民健康保険税条例の中の減免申請において、これまで氏名、住所のみを記載することとされていた部分に、個人番号を記載することを条例で定めるものでございます。

次に、第2条は介護保険条例の一部改正でございます。先ほどと同様に、整備法の施行に伴いまして、介護保険法の施行規則の改正がされております。これを受け、本市介護保険条例のうち、第11条で2ページの下段から3ページの上段になりますが、保険料の徴収猶予について、また3ページの中段あたりになりますが、第12条で保険料の減免において、それぞれ申請書に個人番号を新たに付記することを定めるものでございます。

なお、施行期日は附則において、来年1月1日からといたしております。以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 この条例そのものにどうこうということはないんですが、関係する事項として、いわゆるマイナンバー制度の関係もありまして、1月1日からの公布ということですから、既に個人番号の配付とかそういったものが進んでおりますが、それはもう既にどの程度まで済んだかということと、前回説明会をされまして、たくさんの方が聞いていただいたということですが、そこらの状況についてお伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 マイナンバー制度の説明会と市民の皆さんにどのような状況で行き渡っているかということの御質問でございますが、11月中には各世帯にそれぞれ配付をされておるといふふうにお聞きをしておりますが、11月末の時点ではまだ一部不在で配達記録が残っておったということもお聞きをしておりますが、それは徐々に解消されてほぼ行き渡っておるといふふうだと思います。

それで問題になってきますのは、今全国では何十万、何百万通だった

かもしれませんけれども、要は到達しないで各自治体に返っておる部分もあるというふうになっております。本市の場合それは今現在では700通ぐらいと聞いておりますので、今後はこれの700通についてお届けするよう、いろんな手法でもって対応していくということを今準備をしております。

説明会のほうでございますが、市内6会場で行いまして、かなり多数の方々が来ていただきました。どの会場においても100名を超えておった、多いところでは180名から200名ということで、このことはマイナンバー制度への関心も高いということも含めて、多かったんだろうと思いますが、何よりも通知が届いたのでこれについてたちまちどうすればいいのだろうか、ということの質問が多かったように思いまして、そういったところを中心に説明をさせていただいて、御理解をいただいたのではないかと考えております。

なお、本市においてはホットラインといいますか、直通の電話も引いておりますので、そこへの相談もかかってきておりまして、それも順次対応しておりますが、思ったほど多くの相談というのは今のところかかってないという状況でございます。

以上でございます。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 今回の総務部長の答弁ですが、今着いとらんとこが700というの言われましたが、着いとらんとこの処理、それについてやっぱり登録せんにゃいけんいうことですよ。この免税受けようとしとるナンバー番号。これを確認されてない方は、それは確認されるまでほかの処理はどうされるんですか。それ1点お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 マイナンバーは、10月の時点で国民1人1人に付与をされております。ですからそれを使つての事務的な申請でありますとか、そういったことについては、例えば通知カードがなくとも、例えばそれは次は個人番号カードになるんですがそれがなくとも、それぞれもう付与されておりますので、例えば申請時においてそのものがない場合においても、住民票をとっていただくときにマイナンバーを付記したものを申請していただければマイナンバーは、自分の番号はわかりますので。それでもって申請をしていただくということはできますので、今の通知カードが未到達であっても、自分の手元になくともさまざまな事務処理に対しての、事務的に全くの支障はございませんので。もちろん、届いてない部分をこれからどのようにお届けするかというのは、行政のほうでいろんな手法でもって検討して届ける努力をしていくと、いうことでございます。

ですから、それが届いてないからといって、何ら支障はないと。事務的な申請についての支障はないということでございます。

- 山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。
(異議なし)
- 山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第63号「安芸高田市国民健康保険税条例及び安芸高田市
介護保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第64号 土地改良事業計画の変更について

- 山本議長 日程第10、議案第64号「土地改良事業計画の変更について」の件を議  
題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第64号「土地改良事業計画の変更について」下甲立地区の提案理  
由の御説明を申し上げます。  
安芸高田市甲田町において、平成22年度から団体営基盤整備事業とし  
て実施をしてきた圃場整備事業が、平成27年度に完了する予定でありま  
す。関係農家の協議の結果、地区界が変更したため、地区面積が27.1ヘ  
クタールから26.3ヘクタールと減少したため、計画変更の要件に該当す  
るため、土地改良事業計画を変更するものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ  
ます。
- 山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会  
に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第65号 字の区域の変更について

- 山本議長 日程第11、議案第65号「字の区域の変更について」の件を議題といた
します。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第65号「字の区域の変更について」下甲立地区の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、団体営基盤整備事業下甲立地区の実施に伴い、従来の地形が変更され、字界が不明となったため、圃場整備後の区画に合わせ、字界を変更するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 それでは、議案第65号の提案理由の要点の説明を行います。

安芸高田市が事業主体で整備を行っております団体営基盤整備事業下甲立地区、事業主体が安芸高田市、事業名が団体営基盤整備事業でございます。地区名が下甲立地区。事業面積が26.3ヘクタール。事業費が3億8,000万円でございます。計画年度が平成22年度から平成27年度。この下甲立地区につきまして、平成22年度から事業着手し、面的工事や確定測量等が完了いたしました。換地処分に向けて今回圃場整備により地形が変更され、従来の字界が不明となったことから、圃場整備後の区画に合わせて字界を変更するものでございます。

議案の2ページ目をお願いいたします。

区域の変更調書でございます。それぞれ表にある上欄に掲げる字の区域を下欄に掲げる字界変更図のほうに、字の区域に変更するものでございます。最後のページに字界変更図を添付してございます。

甲田町下甲立地区の区域図でございますが、湧永製菓株式会社の近辺で、国道54号線の左右に広がる地域でございます。赤線が区域の境界でございます。それぞれ凡例にありますように、それぞれ圃場整備完了後の道水路や圃場に合わせて字界を新たに設定するもので、変更前の字が変更後の字になるものを色分けした図面としております。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号「字の区域の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第66号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例

○山本議長 日程第12、議案第66号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第66号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、商工観光課が管轄する外郭団体等の施設利用料金の上限額を引き上げるものでございます。平成26年度より消費税が8%になりましたが、消費税の増率を利用料金に反映をしていませんでした。平成29年4月1日より消費税が10%に引き上げられる見込みであり、このままではさらなる経営悪化が懸念されます。そのため、施設利用料金を改正前の上限額より平均1.07倍引き上げるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第67号 財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】

○山本議長 日程第13、議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、定住団地として分譲している「咲くら」旧左円住宅跡地について分譲地購入者の宅地に隣接する土地が市有地であるため、その一部40平方メートルを無償で貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」（土地）】」の要点の御説明を申し上げます。

説明資料のほうをごらんください。

本案は、定住団地として分譲しております吉田町左円住宅跡地につきまして、分譲地購入者の宅地に隣接する土地が市有地であるため、その一部40平方メートルを無償で貸し付けたく、議会の議決を求めるものでございます。

左円住宅跡地につきましては、民間活力による団地整備促進として、団地内の通路部分以外の土地を安芸高田市ブランド住宅事業協同組合に売却し、安芸高田市優良住宅団地「咲くら」として、平成26年度より6区画の分譲を開始しております。

本案は、分譲地購入者が住宅資金貸し付けの金融機関のほうから資金融資を受けようとしたところ、宅地から県道6号線、これは主要地方道吉田邑南線でございます。それへ隣接する通路部分、資料の写真でいいますと青色の部分、この市有地部分につきまして、土地の使用に対する貸し付けを受けることを融資の条件とされたために、貸し付けする土地へ建築物、構造物の設置及び形状変更は認めないということを条件に、無償で貸し付けをするものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
11番 熊高昌三君。

○熊高議員 内容は理解できたんですが、融資を受けるのに当然出入り口も含めて、そういった条件が整っておるかどうかという調査が入るんだと思いますけど、その上でそこが利用できるという形でなく、貸し付けるということでないといけないということなんですか。お伺いします。

○山本議長 答弁を求めます。
西原建設部長。

○西原建設部長 住宅の分譲地購入者が、より有利な融資を受けるということで金融機関のほうから、出入り口の部分について、これは市有地でございますけど、土地の貸借契約の契約書の写しをつけて、申請を求められたために無償で貸し付けるということでございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありますか。
16番 金行哲昭君。

○金行議員 「咲くら」のあれは定住してもらうということで、大変喜ばしいことでございます。これは近隣の住民との通路いうんですかね。ものが建てら

れないということで、そういうトラブルとかいうのがもしあったときには行政としてはどう考えておられるか、そこら近隣に理解されてるか、そこから問題あったときはどう処理されるのか、そこを1点お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 今回の貸し付けの部分は、あくまでも市有地、いわゆる通路の部分でございまして、通常は金融機関からたまたまそういう要求があったということでございまして、通常利用することについては何ら支障のない部分でございまして、そういったトラブルはないというふうに思っております。

○山本議長 以上で答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 現在のこの土地の隣地ですね、写真から見ると隣地にも通路部分があると思います。その隣地の方の契約状況、もし融資を貸し付ける条件などがあって、そういった条件提示は平等な形で行われてるかどうかいふのは、確認はされてるんでしょうか。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 現在の分譲状況につきましては、この団地内に6区画あるということは申しあげましたけど、現在は2区画について分譲が進みまして、現在居住をされております。そして、もう1区画は現在建築中でございます。そして、もう1区画現在申し込みがあるという中にありまして、こういった住宅を建築するに当たって、融資を受けられたかどうかについては私も存じておりませんが、実際の入居者のほうから申し込みがあったのはこの1軒でございまして、今後こういった事例があれば、同様な対応はしてまいりたいというふうに考えております。

○山本議長 6番 石飛慶久君。

○石飛議員 隣地であって、道路、県道沿いで、通路があるという形ですよ。その場合、どっちみち建物が建ってお住まいになれば、固定資産税の評価もかかわってきますよね。そうした場合、今の議案の部分は通路無償貸借という形で契約なさいます。そうすると、住居部分の敷地の評価と隣地の現在奥行にある写真の中にある建物建設中のほうは、無償貸借でないというずれが出た場合、それぞれの評価の仕方が変わってくると思いますが、その辺はお考えはどのように対応される予定ですか。

○山本議長 答弁できますか。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 ただいまの通路部分を土地を借りてる状況とそれ以外との違いによっては固定資産税の評価が変わるかという御質問でございましたけども、ちょっとこのことにつきましては調査をしておりませんので、調べさせていただきたいというふうに思います。

- 山本議長 6番 石飛慶久君。
- 石飛議員 定住団地「咲くら」においては、定住促進ということですから、どんどん推進していただきたいという思いです。ただ、その居住者において、不公平感がないような形で推進していただきたいということを要望しまして、私のお願いとします。以上です。
- 山本議長 ほかに質疑ありませんか。
- 11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 今の説明、いろいろ質疑があつて答弁されましたが、なかなか理解が難しいなという気がするんですね。というのは、ちょうど写真がある奥側のちょうど現在建設をされておりますが、そこらも同様な状況になってくる可能性はありますが、融資があるかないかということで違ってくるといふような御答弁だつたと思うんですけども。そういった個別の対応でいいのかなどという気もするんですね。ですから、金融機関にしっかりここは利用者の利便性に配慮した利用の仕方ができるんだとか、そういったことをきちっと行政として証明するというで、事足りるような気がするんですね。今、同僚議員も言われたように、いろんな状況に応じてその都度貸し付けたり、あるいは貸し付けなかったりとか、ということがあつていいのかなど。写真の手前のところは入り口になるんでしょうから、これは当然市有地という形で道路として利用されるんでしょうから、そういった問題はないと思うんですが。そういったいろんな状況に応じて対応が違ってくるといふのは、いかなものかなという気はするので、その辺の整理はされておりますか。
- 山本議長 答弁を求めます。
- 建設部長 西原裕文君。
- 西原建設部長 基本的に申しまして、着色部分を含めて、通路部分は市有地でございますので、団地内の利用者はもちろんのこと、外部からの利用者も自由に利用できる部分ということでございますので、そういったことから金融機関のほうにも、あえてこういった契約をしなくてもいいんじゃないかという話は原課のほうからもさしていただいたんですか、どうしても金融機関のほうから市とのそういった土地の使用契約が必要であるといふふうに求められたことから、こういった若者定住団地でございますので、定住者の利用促進という観点から入居者へ支援するという側面から、そういった配慮をしたということでございます。
- 山本議長 以上で答弁を終わります。
- 11番 熊高昌三君。
- 熊高議員 部長おっしゃることはよくわかりますし、定住促進ということでは進めていただくべきことだと思いますし。そうではなくて、違う視点で見たときに、先ほどもあったように、公平性とか隣の部分が融資がされておるかということもわかってないというようなことでしたが、そこらも含めて確認をされてこのところは融資関係でないから対応しなかったのか、あるいは全く相手側から何もなかったから調査してないのかと。

ということによっても随分違ってくると思うんですね。また今後同じような状況が出てくるときに、また改めてそこはしますということでは後手後手に回るような気もするんですね。ですから、そこらも調査の上で、ここだけでいいというふうな判断をされたのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

建設部長 西原裕文君。

○西原建設部長 融資状況の調査はそれぞれ私どものほうは行っておりません。これは、個人さん入居希望者のそれぞれの自由な裁量でやられておるわけですが、今回の場合は入居者のほうから市のほうへ相談があったということで、後手後手になると言われればそうかもわかりませんが、そういったことで今回は対応させてもらっていると、いう状況でございます。

○山本議長 答弁を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山本議長 異議がありますので、これより本案を委員会付託を省略することについて、起立によって裁決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

○山本議長 暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 それでは、休憩を閉じて再開いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○山本議長 起立少数であります。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定されました。

暫時、休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの件でございますが、起立少数でありましたので、したがって本案は委員会の付託を省略することは否決されました。

暫時、休憩いたします。


~~~~~○~~~~~  
午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開  
~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて再開いたします。
11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前10時57分 休憩

午前11時15分 再開  
~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
議案第67号の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会を開き、御協議
いただいておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 先ほど、議案第67号の取り扱いにつきまして、議会運営委員会を開き、
協議した結果、産業建設常任委員会へ付託することと決定いたしました
ので報告いたします。

以上、報告を終わります。

○山本議長 お諮りいたします。議案第67号につきましては、委員長の報告のとおり、
産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。
15番 藤井昌之君。

○藤井議員 今、議運で産業建設常任委員会へ付託ということで報告がございましたが、
いわゆるこの融資にかかわる問題で、委員会付託するこの融資
期間が延びるわけですが、当事者にとって、融資期間が延びる
ということで支障が起きないのかどうか。そのことが1点。

もう1点は、先ほどの質疑の中で、いわゆるこの無償貸し付けについて、
固定資産等、税の公平性が保たれるのかと、いう質疑があったわけ
ですが、そこらあたり議場には市民部長がいらっしゃるわけですが、そ
こらの回答も出てなかったということでございますが、そこらあたりの
整理が私はできていないというふうに思いますが、その点について判断
がかなり難しい判断だろうというふうに思います。そのあたり、議長は
どのように取り扱いをされているのか、お伺いします。

○山本議長 暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開  
~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて再開いたします。
45分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~  
午前11時30分 休憩

午前11時45分 再開

〇山本議長 休憩を閉じて再開いたします。  
お諮りいたします。議案第67号につきましては、委員長の報告のとおり、産業建設常任委員会に付託することに御異議ありませんか。  
(異議なし)

〇山本議長 御異議ありませんので産業建設常任委員会へ付託して審査することにいたします。

日程第14 議案第68号 市道の路線認定について

〇山本議長 日程第14、議案第68号「市道の路線認定について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜田市長 議案第68号「市道の路線認定について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案の整理番号1、市道五木屋線は、県道中北川根線のバイパス事業により、旧道として残りました県道部分、延長118メートル、幅員3.4メートルから4.3メートルを安芸高田市に引き継ぐため、市道認定するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

〇山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 西原裕文君。

〇西原建設部長 議案第68号「市道の認定について」要点の御説明をいたします。

本案の五木屋線は、一般県道中北川根線のバイパス事業によりまして、旧道として残りました延長118メートル、幅員が3.4メートルから4.3メートルの県道部分を安芸高田市に引き継ぐため、市道認定をするものでございます。資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただきますと、位置図で場所を示しております。

赤色の枠で囲っている部分が、一般県道中北川根線のバイパス事業によって工事完了している区間でございます。水色で着色している部分が旧道として残りました県道部分で、この区間を市道認定するものでございます。

起点を安芸高田市美土里町北字五木屋1441番1の地先、終点は同じく字五木屋1452番1地先までの延長118メートルでございます。

以上で要点の説明を終わります。

〇山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第68号「市道の路線認定について」の件を起立により採  
決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第69号 安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例を廃止す
る条例

○山本議長 日程第15、議案第69号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例を
廃止する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第69号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例を廃止する条
例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市民水泳プールであります向原寺山幼児プールを廃
止することに伴い、条例を廃止するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ
ます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 叶丸一雅君。

○叶丸教育次長 議案第69号につきまして、要点の御説明をさせていただきます。

合併以来、市民水泳プールにつきましては、施設の統廃合の方針に基
づきまして、随時廃止をしてきておるところでございます。

現在、本条例で設置しておりますのは、安芸高田市向原町坂にありま
す、安芸高田市向原寺山幼児プール、広さ85平方メートルの1施設でご
ざいます。このたび、地元の御理解をいただきまして、プール廃止の合
意形成が整いましたので、条例を廃止するものでございます。プールの
廃止後につきましては用地が借地であることによりまして、施設の解体
撤去をさせていただきます、用地をお返しすることとなります。その
後は、同じ敷地にあります寺山基幹集会所前広場として、地元振興会に
より利用されることとなります。

なお、条例廃止の時期につきましては、附則により平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 市民プール廃止ということで、借地であるために、解体撤去することとありますが、他の市民プールで借地でないところも含めて、撤去してないところがありますかね。例えば、八千代の土師ダムの下のプール跡がありますけども、こういったものはどういう処置になっておるのか、お伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

教育次長 叶丸一雅君。

○叶丸教育次長 御指摘いただいております、これまでに廃止したプールのことだと思います。

今ありました土師ダム下のプールにつきましては、現状水を張った状態で置いてあります。こちらのほうは、この後地元のほうからありまして、水を抜き取り、その上に建設省、国交省ですか、が設置しております運動広場があります。その駐車場として一体に使うかどうかということで、地元のほうと今話を進めておるところです。現状水がたまっておるのが、ちょっとにおいが出るとということが最近ありましたので、そちらのほうは抜かしていただくように今進めておるところでございます。

そのほかのプールにつきましては、一部水利が乏しいところにつきましては、水利として使用したいというところの地域の要望もあって、残しておるところもありますが、他のものにつきましては財政状況を見ながら、随時解体撤去廃止していきたいということで、現在では水を張った状態のものが多くあります。以上です。

○山本議長 以上で答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第69号「安芸高田市民水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第16 議案第70号 平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第71号 平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第72号 平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第73号 平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第74号 平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第75号 平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第76号 平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第77号 平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第78号 平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第79号 平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）

○山本議長 日程第16、議案第70号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第25、議案第79号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」の件までの10件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第70号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」から、議案第79号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、一括提案をさせていただきます。

議案第70号「平成27年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億5,155万8,000円を追加し、予算の総額を196億9,235万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号「平成27年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,693万9,000円を追加し、予算の総額を43億7,250万5,000円とするものであり

ます。

次に、議案第72号「平成27年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,230万8,000円を追加し、予算の総額を45億589万1,000円とするものであります。

次に、議案第73号「平成27年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、11万3,000円を追加し、予算の総額を2億6,422万7,000円とするものであります。

次に、議案第74号「平成27年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、372万3,000円を追加し、予算の総額を4億4,474万6,000円とするものであります。

次に、議案第75号「平成27年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、272万7,000円を追加し、予算の総額を4億2,496万5,000円とするものであります。

次に、議案第76号「平成27年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1,717万6,000円を減額し、予算の総額を3億3,266万円とするものであります。

次に、議案第77号「平成27年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、13万5,000円を追加し、予算の総額を1,098万1,000円とするものであります。

次に、議案第78号「平成27年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1億7,627万6,000円を減額し、予算の総額を8億7,619万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号「平成27年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明いたします。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入支出それぞれ、409万円を増額し、予算総額を2億9,010万2,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、390万円を増額し、予定総額を1億2,486万4,000円とするものであります。資本的支出につきましては、390万円を増額し、予定総額を2億467万7,000円とするものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,982万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額704万4,000円、当年度分損益勘定留保資金7,277万9,000円で補てんをするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案10件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第26 請願第1号 JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採
択に関する請願について

○山本議長 日程第26、請願第1号「JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について」の件を議題といたします。

今定例会において、本日までに受理した請願はお手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の総務企画常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月10日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員